

令和元年 12月 18日

総合政策局  
海洋政策課

## 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の 一部を改正する省令について

### 1. 背景

硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)等による人の健康や環境への悪影響の防止のため、国際海事機関(IMO)では2008年に海洋汚染防止条約を改正し、2020年(令和2年)1月1日より、指定海域(北米海域、米国カリブ海海域、北海、バルト海海域)を除く全ての海域を航行する船舶は、硫黄の含有率が0.5%以下の燃料油を使用しなければならないこととされた。

また、同条約では、当該基準に適合する燃料油(基準適合燃料油)の入手を予定していた場所において入手できなかった場合であって、とるべき措置を講じてもなおこれを入手できなかった場合は、硫黄の含有率の上限規制の適用を免除されるとともに、自国及び寄港国の主管庁に通報することが規定されている。我が国では、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)においてこれらの規定を担保するとともに、上述のとるべき措置の内容等については国土交通省令で定めることとされている。

このため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則を改正し、基準適合燃料油入手できなかった場合にとるべき措置等を定める必要がある。

### 2. 改正の概要

- ①海防法第19条の21第3項に規定する「基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき措置」として、運航の遅延を生じない範囲での当該燃料油入手の試み等を定める。
- ②海防法第19条の21第4項に規定する「通報」の内容として、船舶の名称や航海計画、当該燃料油入手できなかった理由等について、地方運輸局長に対し行うこと等を定める。
- ③その他所要の改正を行う。

### 3. スケジュール

公 布:令和元年 12月中旬

施 行:公布の日

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十一第三項及び第四項並びに第五十三条第一項の規定に基づき、並びに同法第十九条の二十一第四項の規定を実施するため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(基準適合燃料油を入手できなかつた場合にとるべき措置)

第十二条の十七の六の三 法第十九条の二十一第三項の国土交通省令で

定める措置は、次に掲げるものとする。

一 船舶の運航の遅延及び航路の変更を生じない範囲内で、入手を予定していた場所以外の場所において、入手が予定されていた基準適合燃料油を供給しようとしていた燃料油供給者及びそれ以外の燃料油供給者から基準適合燃料油の入手を試みること。

二 船舶の運航の遅延及び航路の変更を生じない範囲内で、基準適合燃料油（その使用により船舶の機関等に故障その他の異常を発生させるおそれがあるものに限る。）入手できる場合にあつては、当該基準適合燃料油を使用するための措置を講ずることを試みること。

三 前二号に掲げるもののほか、やむを得ない理由により基準適合燃料油入手できなかつたと地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が認める場合にあつては、当該地方運輸局長が必要と認める措置を講ずること。

(基準不適合燃料油を使用する場合における通報)

第十二条の十七の六の四 法第十九条の二十一第四項の規定により日本船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者。以下この条において同じ。）が行う通報は、次に掲げる事項（引かれ船等にあつては、第六号に掲げる事項を除く。）について、基準適合燃料油以外の燃料油（以下「基準不適合燃料油」という。）を使用する前に、基準不適合燃料油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、関東運輸局長）に対して行うものとする。

一 船舶の名称

(新設)

改 正 前

国際海事機関船舶識別番号

船舶の国籍

船舶所有者の氏名又は名称

船舶の運航者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先

船長の氏名

船長の代理人の氏名又は名称

航海計画

基準適合燃料油を入手できなかつた理由

前条各号に掲げる措置の内容

十一次に掲げる者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先  
イ 入手が予定されていた基準適合燃料油を供給しようとしていた

燃料油供給者

ロ イに掲げる燃料油供給者以外の燃料油供給者であつて、前条第一号に掲げる措置を講ずるために連絡をとつたもの

十二 当該基準不適合燃料油を供給した者の氏名又は名称及び電話番号その他の連絡先

十三 当該基準不適合燃料油の硫黄分濃度

十四 基準適合燃料油を入手するための計画

十五 過去の通報の内容及び当該通報の際に搭載した燃料油の種類（過去一年以内に行つた通報に係るものに限る。）

十六 通報者の氏名及び職名

十七 その他国土交通大臣が定める事項

2 法第十九条の二十一第四項の規定により外国船舶の船長が行う通報は、前項各号（第十二号を除く。）に掲げる事項（引かれ船等にあつては、前項第六号に掲げる事項を除く。）について、基準不適合燃料油を使用する前に、入港をしようとする港又は利用しようとする沿岸の係留施設の所在地を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、当該港に入港をし、又は当該係留施設を利用する前に、これらの所在地を管轄する地方運輸局長）に対して行うものとする。

3 法第十九条の二十一第四項の規定による通報には、前条各号に掲げる措置に係る記録を添えなければならない。

4 法第十九条の二十一第四項の規定による通報を行つた船長は、当該通報に係る記録を当該通報の日から三年間船内に保存しなければならない。

(硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等)

第十二条の十七の六の五 法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準不適合燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

第十二条の十七の六の六・第十二条の十七の六の七 (略)

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六の八 第十二条の十七の六第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 (略)

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六第一項の承認証（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

(硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等)

第十二条の十七の六の三 法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2・3 (略)

第十二条の十七の六の四・第十二条の十七の六の五 (略)

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六 第十二条の十七の六第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 (略)

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六第一項の承認証（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十七の六の九 第十二条の十七の六の六第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 （略）

第十二条の十七の六の十・第十二条の十七の六の十一 （略）

（権限の委任）

第四十一条 （略）

（略）

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

| 法第十九条の二十一第四項に規定する権限   | 権限                     |
|---|------------------------|
| 1 日本船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）が通報する場合にあつては、基準不適合燃料油を搭載する場所を管轄する地方運輸局長（本邦外で基準不適合燃料油を搭載する場合にあつては、関東運輸局長） | 地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長 |

第十二条の十七の六の七 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 （略）

第十二条の十七の六の八・十二条の十七の六の九 （略）

（権限の委任）

第四十一条 （略）

（略）

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

| （新設） | 権限                     |
|------|------------------------|
|      | 地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長 |

2

外国船舶の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）が通報する場合にあつては、入港をしようとする本邦の港又は利用しようとする本邦の沿岸の係留施設の所在地を管轄する地方運輸局長

|     |     |
|-----|-----|
| 二～八 | (略) |
|-----|-----|

4

(略)

第三項の規定により地方運輸局長が行ういとがやむないといわれた権限のうち同項の表第二号及び第五号の上欄に掲げるもの並びに同表第六号及び第八号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又是有害水バ尔斯ト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行ういとがやむない。

6～9 (略)

第一号の13様式（第12条の17の6の5関係）

承認申請書

(略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

(略)

5

(略)

第三項の規定により地方運輸局長が行ういとがやむないといわれた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの並びに同表第五号及び第七号の上欄に掲げるもの（海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。）は、当該船舶の所在地又是有害水バ尔斯ト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行ういとがやむない。

6～9 (略)

第一号の13様式（第12条の17の6の3関係）

承認申請書

(略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

(略)

第1号の14様式（第12条の17の6の6関係）

承認証

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の6第1項の規定により、交付する。

（略）

第1号の15様式（第12条の17の6の8関係）

承認証再交付申請書

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の8第1項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

第1号の15様式（第12条の17の6の4関係）

承認証

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の4第1項の規定により、交付する。

（略）

第1号の15様式（第12条の17の6の6関係）

承認証再交付申請書

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の6第1項の規定により、次のとおり申請します。

（略）

附  
則

この省令は、公布の日から施行する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 参照条文

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）（抄）

（燃料油の使用等）

第十九条の二十一 何人も、海域において、船舶に燃料油を使用するときは、政令で定める海域ごとに、硫黄分の濃度その他の品質が政令で定める基準に適合する燃料油（以下「基準適合燃料油」という。）を使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

一（略）  
二（略）

（略）

3 第一項本文の規定は、基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかつた場合にとるべき国土交通省令で定める措置を講じてもなお基準適合燃料油を入手できない場合における燃料油（国土交通省令で定める品質のものを除く。）の使用については、適用しない。

4 前項の規定により第一項本文の規定を適用しないこととされた燃料油の使用をしようとする船舶（外国船舶にあつては、当該燃料油を使用して本邦の港に入港をしようとし、又は本邦の沿岸の係留施設を利用しようとするものに限る。）の船長（引かれ船等にあつては、船舶所有者）は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

5（略）  
6（略）

（権限の委任）

第五十三条 この法律の規定により国土交通大臣又は海上保安庁長官の権限に属する事項は、国土交通省令で定めるところにより、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は管区海上保安本部長に行わせることができる。

2（略）

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年六月二十三日運輸省令第三十八号）（抄）

（硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験等のためにする船舶における燃料油の使用に係る承認の申請等）

第十二条の十七の六の三 法第十九条の二十一第五項の承認を受けて、硫黄酸化物の放出による大気の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために船舶において基準適合燃料油以外の燃料油を使用しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。

2（略）  
3（略）

## (権限の委任)

## 第四十一条

1～2 (略)

3 法に規定する国土交通大臣の権限で次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長も行うことができる。

| 権限   | 地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長  |
|--|---|
| 一 法第十九条の二十一第五項に規定する権限  | 当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)   |
| 二 法第三十条第三項並びに法第四十八条第二項及び第七項に規定する権限(港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者に関するものに限る。)                                       | 当該廃油処理事業に係る廃油処理施設の所在地(当該所在地が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、主たる廃油処理設備の所在地)を管轄する地方運輸局長   |
| 三 法第四十条の二第二項、法第四十八条第五項及び第九項並びに法第四十九条の二に規定する権限(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関するものに限る。)                               | 当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長  |
| 四 法第四十八条第一項及び第六項に規定する権限  | 当該有害水バラスト処理設備製造者等の事務所又は事業所の所在地(以下「」の号及び第五項において「有害水バラスト処理設備製造者等の所在地」という。)を管轄する地方運輸局長(当該有害水バラスト処理設備製造者等の所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長) |
| 五 法第四十八条第四項(海洋施設粉碎装置に限る。)又は航空機に関するものを除く。)及び法第四十八条第九項(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉碎装置に関するものを除く。)に規定する権限 | 当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)  |
| 六 法第四十八条第五項(油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関するものを除く。)及び第十項に規定する権限   | 当該船舶若しくは施設の所在地又は第三十三条の五第一項各号に掲げる場所(随伴船にあつては、その所在地)を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)                                       |

七 法第四十九条の二に規定する権限(船舶、港湾管理者及び漁港管理者以外の者が行う廃油処理事業並びに自家用廃油処理施設に関するものに限る。)

当該船舶所有者、船長その他油等の排出又は焼却その他の海洋の汚染又は海上災害の防止と密接な関連を有する業務に携わる者の所在地を管轄する地方運輸局長(当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長)

5 4  
(略)

第三項の規定により地方運輸局長が行うこととされた権限のうち同項の表第一号及び第四号の上欄に掲げるもの並びに同表第五号及び第七号の上欄に掲げるもの(海洋汚染防止設備等、大気汚染防止検査対象設備、海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳、海洋汚染防止条約証書等、ふん尿処理装置及び船舶に設置される粉碎装置に関するものに限る。)は、当該船舶の所在地又は有害水バースト処理設備製造者等の所在地が運輸支局等の管轄区域内に存するときは、当該所在地を管轄する運輸支局等の長も行うことができる。

6 9  
(略)

